

10 永長栄三郎家文書
(旧住所 稲敷郡古渡村大字古渡)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
1	慶長 7	1602	申		2	吉	常陸國河内郡東條庄古渡村 御繩打水帳 七冊之内 (寛政12年2月吉日写)	三浦彦右衛門, 松本甚平		縦帳	1	4
2	元禄 5	1692	甲		1	24	本帳之写高反別之事	古渡村 名主 次郎左衛門④, 組頭 清左衛門④, 同 右京④, 同 次兵衛④		縦帳	1	14 1
3	元禄 5	1692	申		2	24	本帳之写高反別之事	古渡村 名主 次郎左衛門④, 組頭 清左衛門④, 同 右京④, 同 次兵衛④		縦帳	1	14 2
4	明和 6	1769	己丑		1	吉	田方高反別名寄帳(元禄年中作成の田方名寄帳を相改める)	古渡村 名主 次郎太夫, 組頭 新右衛門, 百姓代 四郎左衛門, 同断 三郎兵衛, 同断 次兵衛		縦帳	1	15
5	明和 6	1769	己丑		1	吉	畠方高反別名寄帳(元禄年中作成の畠方名寄帳を相改める)	古渡村 名主 治郎太夫, 組頭 新右衛門, 百姓代 三郎兵衛, 同断 四郎左衛門, 同断 治兵衛		縦帳	1	16
6	安永 8	1779	亥		2		畠方高反別名寄帳	古渡村 □ □		縦帳	1	18 2
7	寛政12	1800	申		2	吉	畠方高反別名寄帳	古渡村 惣百姓中		縦帳	1	13
8	寛政12	1800	申		2	吉	田方高反別名寄帳	古渡村 惣百姓中		縦帳	1	19
9	寛政12	1800	申		2	吉	常陸國河内郡古渡村新田検地帳	古渡村 惣百姓中		縦帳	1	20
10	嘉永 2	1849	酉		4		北浦新田并前山新田高反別名寄改帳	古渡村 名主 四郎左衛門, 組頭 助左衛門, 百姓代 治郎太夫, 他5名		縦帳	1	21
11	安政 5	1858	午		1	12	慶長七寅御検地帳写(常陸國河内郡東條庄古渡村 慶長七年八月十四日御繩打水帳の写)	古渡村 名主 四郎左衛門, 組頭 清左衛門, 百姓代 治兵衛, 立合 伝右衛門, 同 藤右衛門, 同 廣右衛門, 同 助左衛門		縦帳	1	12 1
12	安政 5	1858	午		1	12	慶長七寅御検地帳写(常陸國河内郡東條庄古渡村 慶長七年八月十五日御繩打水帳の写)	古渡村 名主 四郎左衛門, 組頭 清左衛門, 百姓代 治兵衛, 立合 伝右衛門, 同 藤右衛門, 同 廣右衛門, 同 助左衛門		縦帳	1	12 2
13	安政 5	1858	午		1		慶長七寅御検地帳写(常陸國河内郡東條庄古渡村 慶長七年八月二十日御繩打水帳の写)	名主 四郎左衛門, 組頭 清左衛門, 百姓代 治兵衛, 立合 伝右衛門, 同 藤右衛門, 同 廣右衛門, 同 助左衛門		縦帳	1	12 7

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
14	安政 5	1858	午		1		慶長七寅御検地帳写(常陸国河内郡東条庄古渡村 慶長七年八月十六日御縄打水帳の写)	永長四郎左衛門写之		縦帳	1	12 3
15	安政 5	1858	午		1		慶長七寅御検地帳写(常陸国河内郡東条庄古渡村 慶長七年八月十七日御縄打水帳の写)	永長四郎左衛門写之		縦帳	1	12 4
16	安政 5	1858	午		1		慶長七寅御検地帳写(常陸国河内郡東条庄古渡村 慶長七年八月十八日御縄打水帳の写)	永長四郎左衛門写之		縦帳	1	12 5
17	安政 5	1858	午		1		慶長七寅御検地帳写(常陸国河内郡東条庄古渡村 慶長七年八月十九日御縄打水帳の写)	永長四郎左衛門写之		縦帳	1	12 6
18	安政 5	1858	午		1		慶長七寅御検地帳写(常陸国河内郡東条庄古渡村 慶長七年八月二十日御縄打水帳の写 三浦彦右衛門)	永長四郎左衛門写之		縦帳	1	12 8
19	安政 5	1858	午		1		畠方高反別名寄帳	古渡村 名主 四郎左衛門、組頭 治兵衛、 百姓代 傳右衛門		縦帳	1	23
20	安政 5	1858	午		2		田方高反別名寄帳(安永8年2月に写された古渡村田 方高名寄帳)	古渡村 名主 四郎左衛門写之		縦帳	1	17 1
21	安政 5	1858	午		2		畠方高反別名寄帳(安永8年2月に写された古渡村畠 方高反別名寄帳の写)	古渡村 名主 四郎左衛門写之		縦帳	1	18 1
22	安政 5	1858	午		2		田方高反別名寄帳	古渡村		縦帳	1	22
23	文久 1	1861	酉		7		常陸国河内郡古渡村林畠新田高反別小前帳	伊丹安之助様御知行所組 常州河内郡古 渡村新田 長右衛門請	篠本彦次郎様 御役 所	縦帳	1	5
24	文久 2	1862	戌		2		常陸国河内郡古渡村原地新田検地帳写(延享3年寅 4月の写)	御勘定 依田茂八郎判、同 久保田傳七郎 判		縦帳	1	3
25	文久 2	1862	戌		2		北浦新田高反別名寄帳	常陸国河内郡古渡村地方元与惣兵衛受、 當時長右衛門受	松平織部様 御役所	縦帳	1	6
26	文久 2	1862	戌		2		北浦新田高反別名寄帳	常陸国河内郡古渡村地方受	松平織部様 御役所	縦帳	1	7

目録番号	年号	西暦	干支	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
27	文久 2	1862	戊		2	常陸国河内郡古渡村新田検地帳写(寛保3年亥9月の写)	常陸国河内郡古渡村 百姓代 伝右衛門 ①, 組頭 治兵衛②, 名主 四郎左衛門③	松平織部様 御役所	縦帳	1	8
28	文久 2	1862	戊		2	林畑新田高反別名寄帳	常陸国河内郡古渡村地方 庄右衛門受		縦帳	1	9
29	文久 2	1862	戊		2	田方高反別名寄帳	常陸国河内郡古渡村地方 名主 四郎左衛門	松平織部様 御役所	縦帳	1	10
30	文久 2	1862	戊		2	畠方高反別名寄帳	常陸国河内郡古渡村地方 名主 四郎左衛門	松平織部様 御役所	縦帳	1	11
31	(近代)					耕宅地地価名寄帳 式冊之内壹 古渡村	(古渡村役場)		縦帳	1	1
32	(近代)					耕宅地地価名寄帳 式冊之内止 古渡村	(古渡村役場)		縦帳	1	2
33						(田方高反別名寄帳)			縦帳	1	17 2

永長栄三郎家文書

史料の概要と特色

永長栄三郎家文書は、総点数 33 点(袋数 33)で、年代は慶長 7(1602)年から文久 2(1862)年までの近世文書 30 点と年代不明分の 3 点である。

文書群の特徴としてあげられることは、大半が検地帳や名寄帳など土地に関する史料である点である。中でも寛政 12(1800)年、安政 5(1858)年に写された慶長 7(1602)年の検地帳(目録番号 1,11~18)があり、特に永長四郎左衛門が写した安政 5 年のものは、八冊残っており、大変貴重なものである。また田畠反別名寄帳も、元禄から文久 2(1862)年まで断続的に残されている。新田についても延享 3(1746)年(目録番号 24)・寛政 12(1800)年(目録番号 9)の新田検地帳、文久 1 年・文久 2 年の林畠新田・北浦新田・古渡村新田の検地帳や名寄帳もみられ、新田開発の状況も知ることができる。これらの史料から古渡村の土地所有状況をよく知ることができる。さらに同じ古渡村の村山家文書を合わせてみると、古渡村の実態をより詳細に明らかにすることができます。

ところで、永長家文書は、昭和 58(1983)年 3 月に神奈川大学日本常民文化研究所に一部寄贈を受けている。神奈川大学日本常民文化研究所には、霞ヶ浦四十八津関係の漁場に関する史料や、内浦川の葭蒲、藻草、真菰場に関する訴訟文書、柏木・古渡・堀之内三ヶ村入会の溜池用水に関する訴訟文書、幕府の水行直に関する文書、宗門帳や人別送り状など人口の移動や村落構成を知ることのできるもの、渡船場の請負い文書など河川交通に関するもの、災害や救恤に関するもの、その他年貢・村政・土木・金融・社寺宗教に関する史料など村方文書の主用な部分が保管されている。したがって、永長家文書をみると場合、水産総合研究センターに寄贈された土地関係史料とともに、神奈川大学寄贈分も併せて検討する必要がある。因みに、この神奈川大学日本常民文化研究所寄贈分と水産総合研究センター寄贈分とを合わせると、昭和 28(1953)年に出版された『漁業制度改革資料目録 9 霞浦』に掲載された文書とほぼ一致する。このことから本来これらの史料群は、同じ時に借用し、寄贈手続きを経たひとつの史料群であり、その後の経過の中で二分され、現在に至っているものであることが分かる。

次に、領主の支配関係と村の概要についてみてみたい。常陸国河内郡古渡村は、村高は、古渡村全体では、「元禄郷帳」835 石余、「天保郷帳」900 石余、「旧高旧領取調帳」869 石余とある。はじめは佐竹藩領、慶長 8(1603)年には大名山岡景友領、同 15(1610)年には古渡藩領、元和 8(1622)年には幕府領、寛永年間には下総佐倉藩領、元禄年間には旗本伊丹氏ほか三氏の相給であった(『角川日本地名大辞典 8』)。享保期にも、野田三郎左衛門御代官所・伊丹勘十郎知行所・馬場藤十郎知行所の相給で、各村に浜方名主と地方名主の両役があった(村山彦吉家文書 目録番号 11)。安政 2 年には、古渡村総高 856 石 3 斗 1 升 8 合、その内天領が 336 石余、伊丹知行所が 300 石、馬場氏知行所が 200 石、興禪寺領 20 石とある(村山彦吉家文書 目録番号 107)。文久期には、あらたに松平織部知行所が加わっている(村山彦吉家文書 目録番号 141)。「旧高

「旧領取調帳」では、松平采女正知行 325 石余、馬場繁次郎知行 213 石余、伊丹安之助知行 294 石余、興禅寺領 21 石余、小川達太郎支配所 15 石余とあり、万延から文久にかけて天領の大部分を旗本領に編成替えをしたことがわかる。明治に入ると、常陸国河内郡古渡村は、明治初年宮谷県、明治 7 年新治県、明治 8 年に茨城県の管轄となり、11 年河内郡に所属、明治 22 年に古渡・柏木古渡・柏木・堀之内・羽生・岡飯出・飯出・三次・上馬渡・下馬渡が合併して古渡村となり旧古渡村は大字古渡となる。明治 29 年稻敷郡に編入され、明治 30 年稻敷郡桜川村の一部となる。

永長栄三郎家は、代々天領の古渡村の村役人格の家柄で、四郎左衛門を名乗り、明和 6(1769)年には百姓代(目録番号 4,5)として名が出てくる。弘化 4(1847)年に名主治郎太夫が退き、組頭であった四郎左衛門が名主となっている。嘉永 3(1850)年(村山彦吉家文書 目録番号 85)安政 2(1855)年(村山彦吉家文書 目録番号 107)には小田又七郎御代官所支配下の地方浜方の両名主役を勤めている。文久 2(1862)年(村山彦吉家文書 文書目録 142)には旗本領松平織部知行所の地方名主であった。霞ヶ浦四十八津の津頭役も勤めたことがある。

永長家が名主を勤めた古渡村は、明和 6(1769)年の「田方高反別名寄帳」、「畑方高反別名寄帳」(目録番号 15, 16)によると、惣反別 27 町 9 反 4 畝 3 歩余(田方 14 町 9 反 5 畦 7 歩半、畑方 12 町 9 反 8 畦 26 歩)、惣高 280 石 5 斗 7 升 9 合余(田方 176 石 4 合 6 夕、畑方 104 石 5 斗 7 升 5 合 4 夕 7 才)で、さらに内訳をみると、田方は 上田 5 町 8 畦 11 歩、石盛 13、高 75 石 1 斗 8 升 7 合 5 夕、中田 5 町 3 反 8 畦 10 歩 石盛 11、高 59 石 2 斗 1 升 7 合余、下田 3 町 6 反 7 畦 18 歩、石盛 9、高 33 石 8 升 4 合、新下田 1 反 28 歩、石盛 9、高 9 斗 8 升 4 合 7 夕とある。畑方は、総反別 12 町 9 反 8 畦 26 歩 総高 104 石 5 斗 7 升 5 合 4 夕 7 才で、畑方の総反別の内、8 反 7 畦 15 歩半は「同村浜方」とあり、本町と田町に分かれて町場を形成している。本町は、屋敷数 23 軒人人数 44 人で総高 4 石 9 斗 2 升 4 合 8 夕 7 才、田町は屋敷数 6 軒で、上畑中畑も合わせて総高 4 石 3 斗 8 升 1 合 7 夕とある。また、文久 2(1862)年の「田方高反別名寄帳」「畑方高反別名寄帳」(目録番号 29,30)によると、田方総反別 14 町 9 反 5 畦 7 歩半 総高 176 石 4 合 6 夕、畑方総反別 12 町 1 反 1 畦 10 步余 総高 95 石 3 斗 9 合 7 夕 6 才とあり、総村高 271 石 3 斗 13 合 7 夕 6 才となる。この他畑方には本村以外に 8 反 7 畦 16 歩があり、明和 6 年の数字からこの部分が浜方すなわち本町と田町の町場であることが分かるが、この名寄帳にはその部分の記載がみられない。文久 2 年には、名請人は 55 人(内寺院 2)であり、最も所持高の高いのが 44 石台の治郎左衛門家で、次ぎに名主の四郎左衛門家で 19 石余を所有している。四郎左衛門家は、明和 6 年には、6 石 8 斗 6 升 8 合余を所有しており、その後所持高を増やしていることが分かる。

(文責 岩田みゆき)